

障害の特性にあわせたサービス提供を求める

(介護保険への移行を強制させない)

～自治体に対する要求運動を<大阪社保協の学習会から学ぶ>

7月12日（水）に、大阪社保協が自治体キャラバン行動の事前学習会を開催しました。この中で、障害者が65歳になったら障害福祉サービスから介護保険サービスに強制的に移行させられている問題が取りあげられました。

根拠になっているのが障害者総合支援法7条です。障害者福祉サービスに相当する給付が介護保険にある場合は、障害者福祉サービスの給付を行わないとするものです。このため、多くの方々が生活に支障が出ています。

岡山市からサービスを打ち切られた浅田さんの訴訟では、地裁、高裁判決は、「自立支援給付と介護保険給付は理念・目的が違う」とした上で、障害者総合支援法7条は二重給付を避けるための調整規定であるから、介護保険給付を申請していない場合はこの規定は採用されないとしました。

千葉市から障害者サービスを打ち切られた天海さんの訴訟では、東京高裁は、非課税世帯より収入が多い課税世帯の障害者の利用料が無料（障害福祉サービス）なのに、非課税世帯の障害者に利用料が課される（介護保険サービス）のは、制度間の不均衡があるとし、千葉市はこの制度間の不均衡をただすために障害者福祉サービスを継続する責任があるとしました。

こうした中で、国は6月に事務連絡を各自治体に出しています。そこでは、画一的な基準のみで判断するのではなく、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうか検討することを求めています。

大阪社保協では、各自治体に対して、65歳以上の障害者のサービスの扱いについてアンケート調査を行っています。障害者が介護保険を申請しなかった場合は、池田市や豊能町、高槻市は障害者サービスを継続すると答えています。障害者の生活と人権を守る立場から自治体に要求していきましょう。

◎第2回青年部交流会 海釣り大会開催



5月28日（日）加太より出港の大型釣り船をチャーター、早朝（午前5:00）に30人が集まった。逸る気持ちを抑えるのがやっとか！皆、異様にテンションが高い！いよいよ乗船出港、釣り場ポイントへ着くまでの間、仕掛けをセットする。ここでも期待で心が躍る！ポイント到着、われ先にと仕掛けを投下、釣り開始直後は魚影が薄いのか、潮目が悪いのか、食いが悪かったが、ポイントが変わる度に釣果は

右肩上がりだ！ガシラ主体での「五目釣り」大形のアジ・ベラも釣れ、参加者坊主なしの一人5匹から20匹くらい釣れ、船上あちこちで歓声が上がった。まだまだ釣りたい気持ちを海面に残し12:00に帰港。第2部は懇親会、釣り談義に花が咲きました。（和商連ニュースより抜粋）